

ふくい

社会保険

職場から、県民一人ひとりの安心・健康な暮らしを

4・5²⁰²²月号

福井県社会保険協会 令和4年度事業のご案内

令和4年度労働保険年度更新のご案内

健康保険法等の令和4年1月からの制度改正について

「社会保険事務講習会」を6月に開催します!

伝え残したい 福井の味

酒まんじゅう

江戸時代に北前船の寄港地として栄えた三国。北前船によってもたらされたものに、名物の「酒まんじゅう」があります。米麴ともち米を発酵させた甘酒で作る生地は、酒の風味がほんのり。かつて豪商たちの間で、あらゆる祝い事に使われた風習は、今なお三国で受け継がれています。

職場内で
回覧しましょう

年度更新期間は6月1日(水)～7月11日(月)です!

令和4年度 労働保険年度更新のご案内



令和4年度労働保険年度更新にあたり、福井労働局、県下各労働基準監督署、社会保険・労働保険徴収事務センター(福井・武生・敦賀各年金事務所内)の窓口では、6月1日(水)から「労働保険年度更新申告書」の受付を開始します。

労働保険年度更新とは?

労働保険(労災保険・雇用保険)は、4月1日から翌年3月31日までを一保険年度としており、年度更新期間中に令和3年度にかかる保険料の確定精算を行うとともに、令和4年度にかかる概算保険料の申告・納付の手続きを行うものです。

労働保険に加入している事業主は
**7月11日(月)までに
年度更新の手続きを!**

5月下旬頃にお手元に届く申告書にて手続きしてください。



申告書の受付は労働局・労働基準監督署の窓口のほか、下記の会場でも行います!

申告書等の提出は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電子申請や福井労働局または最寄りの労働基準監督署等への郵送による手続きも、お勧めしています。

受付時間 / 10:00～15:30 (すべての会場)

新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、会場の設営・受付を変更または中止する場合がありますので、お越しになられる際は、事前に福井労働局のホームページをご確認ください。

福井労働基準監督署 (0776-54-7722)

福井公共職業安定所 (0776-52-8150)・三国公共職業安定所 (0776-81-3262)

開催月日	会場	電話番号	所在地
6/15㊤	ショッピングシティベル(3階 あじさいホール)	0776-34-1717	福井市花堂南2-16-1
6/29㊤	ラブラーパートナーエルパ(2階 エルパホール)	0776-57-2525	福井市大和田2-1212
7/4㊤	あわら市中央公民館(1階 大ホール)	0776-73-2000	あわら市市姫1-9-18
7/11㊤	ショッピングシティベル(3階 あじさいホール)	0776-34-1717	福井市花堂南2-16-1

敦賀労働基準監督署 (0770-22-0745)

敦賀公共職業安定所 (0770-22-4220)・小浜公共職業安定所 (0770-52-1260)

6/10㊤	小浜市働く婦人の家(3階 大会議室)	0770-52-7002	小浜市大手町4-1
6/15㊤	プラザ萬象(小ホール)	0770-22-9711	敦賀市東洋町1-1
7/6㊤	小浜市働く婦人の家(3階 大会議室)	0770-52-7002	小浜市大手町4-1

武生労働基準監督署 (0778-23-1440)・武生公共職業安定所 (0778-22-4078)

6/14㊤	サンドーム福井 福井ものづくりキャンパス 103、104研修室	0778-21-3106	越前市瓜生町5-1-1
6/24㊤	ハローワーク武生内 会議室	0778-22-4078	越前市府中1-11-2 アル・プラザ武生4階
7/6㊤	サンドーム福井 福井ものづくりキャンパス 103、104研修室	0778-21-3106	越前市瓜生町5-1-1

大野労働基準監督署 (0779-66-3838)・大野公共職業安定所 (0779-66-2408)

6/16㊤	JA福井県勝山中支店(本館2階 201会議室)	0779-88-0342	勝山市滝波町5-701
6/23㊤	多田記念大野有終会館(結とびあ)(3階 303号室)	0779-65-8766	大野市天神町1-19
7/1㊤	JA福井県勝山中支店(本館2階 201会議室)	0779-88-0342	勝山市滝波町5-701

- 会場にお越しの際は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、検温、マスクの着用、手指の消毒、受付カードの記入にご協力をお願いします。
- 上記会場のほか、各労働基準監督署、福井労働局総務部労働保険徴収室、社会保険・労働保険徴収事務センター(各年金事務所内)においても受付を行っています。
- 上記会場は申告書の受付のみとなりますので、保険料納付はできません。

手続き・申請等はオンラインが便利です!

● 電子申請

政府が運営するポータルサイト「e-Gov(イーガブ)」をご確認ください。

電子政府の総合窓口

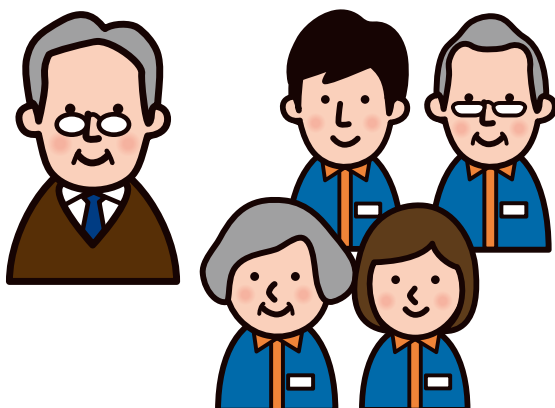
検索

● 労働保険料納付の口座振替

申込用紙は労働局・労働基準監督署の窓口のほか、厚生労働省ホームページからもダウンロードできます。

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索



一般財団法人福井県社会保険協会 令和4年度 事業のご案内



一般財団法人福井県社会保険協会は、健康保険、厚生年金保険に加入されている事業所の事業主を会員として、被保険者とその家族の健康及び福利の増進を図るとともに、社会保険制度の普及並びに事業の推進に協力を行い、社会保険制度の円滑な運営に寄与することを目的として、昭和24年7月に設立されました。

当協会では、事務担当者の皆様、被保険者の皆様に社会保険制度を正しく理解していただくための「広報活動事業」、「制度普及啓発事業」、会員事業所に勤務されている被保険者とその家族の皆様のご健康づくりをお手伝いする「健康づくり啓発事業」、「福利厚生事業」など、様々な事業を積極的に行っています。

事業主の皆様には、当協会の事業にご理解とご協力をいただきたく、ご案内申し上げます。

令和4年度事業計画および予算が決まりました

令和4年3月、令和4年度事業計画案及び予算案等について、一般財団法人福井県社会保険協会通常理事会および臨時評議員会の審議を審議により行いました。

すべての理事および評議員より同意書の提出、すべての監事より異議のない旨の確認書の提出を受け、令和4年度事業計画案および予算案が決議されました。主な内容についてご案内いたします。また、ホームページでもご覧いただけます。

経常収益の部 (千円)		経常費用の部 (千円)		会費負担割合 (円)	
科目	予算額	科目	予算額	被保険者数 ※1	年会費 ※2
基本財産運用益	1	広報活動事業	7,599	19人以下	3,500
特定資産運用益	1	制度普及啓発事業	5,775	20人～29人	4,500
受取会費	37,300	健康づくり啓発事業	370	30人～49人	6,000
事業収益	7	福利厚生事業	7,456	50人～69人	7,500
雑収益	1	管理費	15,870	70人～99人	9,500
計	37,310	計	37,070	100人～299人	18,500
		一般正味財産増減額	240	300人～499人	30,500
		一般正味財産期首残高	42,438	500人～999人	51,000
		一般正味財産期末残高	42,678	1000人以上	60,500

※1 毎年12月20日現在の被保険者数

※2 健康保険組合事業所は70/100

県内外のいろんな施設がお得に!!

福井県社会保険協会の事業

各種補助券・

福利厚生事業

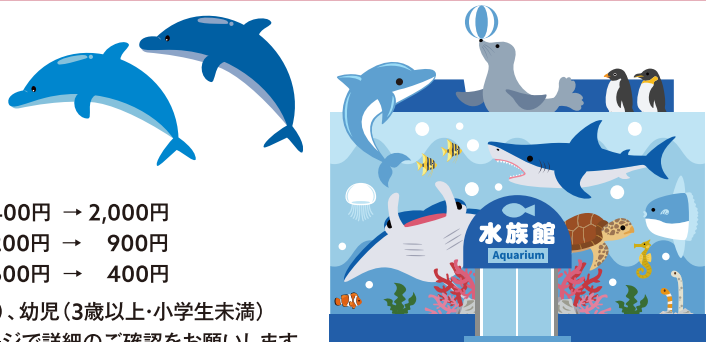
会員証をご利用ください!!

通 年

越前松島水族館 / 海遊館 利用補助券

- 利用期間 4月1日～3月31日
- 対象施設 越前松島水族館(坂井市)、海遊館(大阪市港区)
- 利用料金 【越前松島水族館】 【海遊館】
おとな 2,000円 → 1,500円 おとな 2,400円 → 2,000円
こども 1,000円 → 700円 こども 1,200円 → 900円
幼児 500円 → 300円 幼児 600円 → 400円

※おとな(16歳以上・高校生)、こども(小・中学生)、幼児(3歳以上・小学生未満)
※海遊館の利用につきましては、協会ホームページで詳細のご確認をお願いします。
(海遊館入館引換券の引換券利用除外日:4月29日～5月5日、8月11日～16日の13日間)
(海遊館休館日:令和5年1月10日④・11日⑤の2日間)



下呂温泉・ぎふ長良川温泉 宿泊助成券

協会利用補助 500円/人

- 利用期間 4月1日～3月31日(下呂温泉は12月31日まで)
- 対象施設 下呂温泉38施設、ぎふ長良川温泉4施設



夏 季 ~

けんこうの湯(夏季)利用補助券

協会利用補助 500円/人

- 利用期間 7月16日～8月31日
- 対象施設 三国温泉「ゆあぽと」(坂井市)、ふくい健康の森「健康の森温泉」(福井市)
鷹巣温泉「国民宿舎鷹巣荘」(福井市)、越前温泉露天風呂「漁火」「日本海」(越前町)
河野シーサイド温泉「ゆうばえ」(南越前町)
ニューサンピア敦賀「つめの湯」(敦賀市)、御食国若狭おばま「濱の湯」(小浜市)



海の家 利用補助券

協会利用補助 500円/人

- 利用期間 7月16日～8月24日(予定)
- 対象施設 三国サンセットビーチ(坂井市)※浜茶屋組合加入の店舗に限る
鷹巣海水浴場(福井市)、敦賀松原海水浴場(敦賀市)



東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券

協会利用補助 1,000円/人

- 利用期間 7月1日～3月31日
- 対象施設 東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、ディズニーホテル、東京ディズニーリゾート・オフィシャルホテル
- 利用対象 事業主、被保険者、被扶養者(1事業所4名まで)
- 受付開始 5月23日から(ホームページをご確認ください)

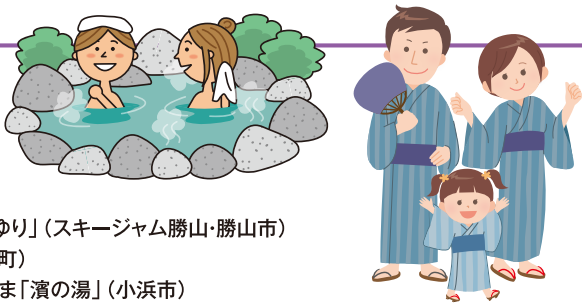


冬 季 ~

けんこうの湯(冬季)利用補助券

協会利用補助 500円/人

- 利用期間 12月17日～2月28日
- 対象施設 ふくい健康の森「健康の森温泉」(福井市)、法恩寺温泉「ささゆり」(スキージャム勝山・勝山市)
今庄365温泉「やすらぎ」(南越前町)、溪流温泉「冠荘」(池田町)
ニューサンピア敦賀「つめの湯」(敦賀市)、御食国若狭おばま「濱の湯」(小浜市)



スキーリフト券 利用補助券

協会利用補助 500円/人

- 利用期間 12月17日～2月28日
- 対象施設 スキージャム勝山(勝山市)、福井和泉スキー場(大野市)
九頭竜スキー場(大野市)、今庄365スキー場(南越前町)
新保ファミリースキー場(池田町)



アイススケート 利用補助券

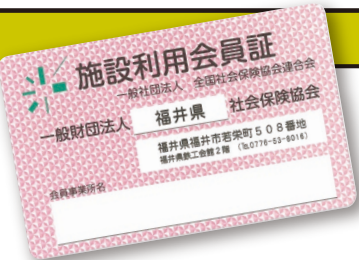
協会利用補助 500円/人

- 利用期間 12月17日～2月28日
- 対象施設 ニューサンピア敦賀アイスアリーナ(敦賀市)



優待施設利用会員証の発行

- 利用期間 4月1日～(利用有効期限は令和5年3月末まで)
- 対象施設 ◎高輪・品川プリンスホテルグループ(4施設)
◎プリンスホテル優待プラン
全国のプリンスホテル(48施設)、スキー場(9施設)、ゴルフ場(24施設)
◎ホテル法華クラブグループ(18施設)
◎湯快リゾート(30施設)
◎ダイワロイヤルホテル(25施設)
◎HMIホテルグループ(42施設)
◎かんぽの宿(29施設)
◎クア・アンド・ホテルグループ(4施設)
◎城崎温泉(20施設)
◎船員保険会(4施設) その他の契約している優待施設



※「その他の契約している優待施設」の詳細や利用施設会員証の申込方法、施設利用方法等は、協会ホームページ 事業案内 > 福利厚生事業 > 施設利用会員証の発行 > 会員証のご案内はコチラでご確認ください。



利用の方法

各利用補助券と優待施設の利用会員証はそれぞれに申込みが必要です。
申込方法の詳細は、実施予定日前に「社会保険ふくい」および「ホームページ」でお知らせいたします。
※申込期間前の申込みは無効となりますのでご了承ください。

●補助券上限枚数基準 (事業所規模の人数は毎年12月20日現在の被保険者数)

事業所規模	上限枚数	事業所規模	上限枚数
1～3人	3枚(6枚)	50～69人	42枚(50枚)
4～9人	8枚(12枚)	70～99人	48枚(70枚)
10～19人	15枚(15枚)	100～199人	60枚(100枚)
20～29人	20枚(20枚)	200～299人	80枚(150枚)
30～49人	30枚(30枚)	300人以上	100枚(200枚)

※上限枚数の()内枚数は、年間利用対象となっている「越前松島水族館」「海遊館」「下呂温泉・ぎふ長良川温泉」の上限枚数を表示しています。



広報活動事業

協会のさまざまな事業をお知らせします!

- ◎ 広報紙
「社会保険ふくい」
の発行

内容を
充実して
お届けします!



- ◎ ホームページ

<https://www.fukui-shahokyo.jp>



ホームページの新着情報欄を通して、協会事業の広報及び社会保険関係制度の周知啓発等を行います。協会の概要や事業を知っていただくとともに、お問い合わせ欄を活用いただき皆様からのご意見やご質問も承ります。

制度普及啓発事業

各種制度についてレクチャーします!

- ◎ 社会保険の事務手続き本(購入図書)の送付(6月)

主に社会保険の適用、健康保険の給付にかかる事務手続き、届書の記載方法や留意点を解説した図書を送付します。

- ◎ 社会保険事務講習会(実務講習会)の開催(6月)

年金委員・健康保険委員、社会保険の事務担当者、新たに社会保険に加入された事業主を対象として、社会保険や雇用保険にかかる実務説明会を開催します。



- ◎ ねんきんシニアライフセミナー(11月)

定年を間近に控えられている方や事務担当者を対象に、定年再雇用による給与と高年齢雇用継続給付金、働きながら受け取る年金を含め、定年前と定年再雇用後の所得の違いなど、定年後の生活設計に役立つ情報の提供やアドバイスをいたします。

健康づくり啓発事業

職場へ健康の専門家を無料で派遣します!

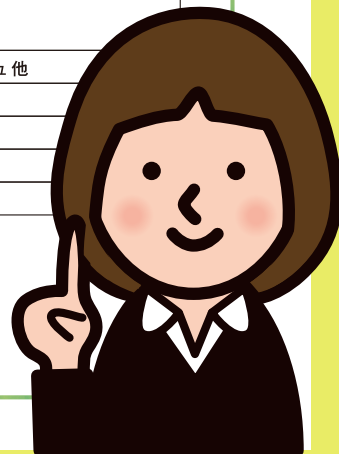
- ◎ 健康づくり講習会の開催(無料)

みなさんの職場で行う講習会に、病気の予防や健康管理、食生活、体力づくりなどについて講演を行う医師や薬剤師をはじめ、健康に関する専門家を無料で派遣します。

講 師 一 覧	医 療	高山英之	(株)高山産業医事務所	がんについて(早期発見のために)、メタボリックシンドロームについて 他
		池田隆彦	いけだ歯科	歯周病と生活習慣病の関係について、歯周病予防について
		薬剤師	福井県薬剤師会	お薬出前講座
			一般財団法人 福井県薬剤師会 薬事情報センター	
メンタルヘルス		稲葉美智子	ブラーナハーブ企画代表	アロマテラピーと健康、香りでストレス解消・リフレッシュ 他
		佐々木憲乗	隆芳山 安泰寺 名誉住職	心のお布施、人生の生きがい 他
栄養専門家		砂 博子	HIROヘルスプランニング	健やかなる食事学、腰痛・肩こり予防の食事栄養 他
体育専門家		柳田みち子	ヨガスタジオ柳田	心と身体の体操、リフレッシュ健康体操 他
		三嶋勇志	スポーツクラブ新田塚アーク	簡単筋力トレーニング、心肺機能向上トレーニング 他

- ◎ 職場の健康づくりに関するDVDを貸し出しています(無料)。

エクササイズやストレス発散、脱メタボなど計8種類。お昼休み時間、社内研修時のつなぎ時間等でもご利用いただけます。



令和4年1月1日施行の制度改正について



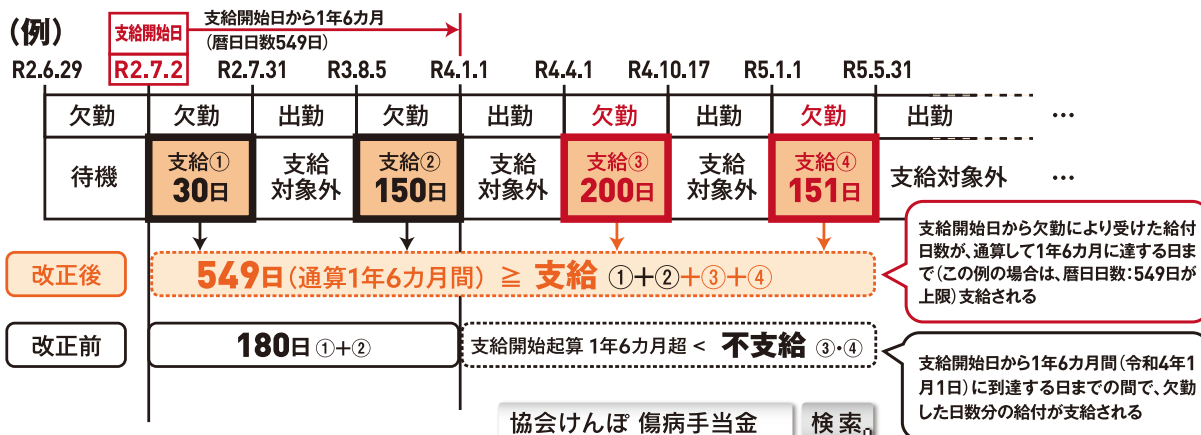
健康保険法等の改正により、令和4年1月1日から2つの制度の内容が一部変わりました。

改正① 傷病手当金の支給期間について

治療と仕事を両立する観点から、より柔軟な所得保証ができるよう、傷病手当金の支給期間が通算化されました。

改正のポイント

- 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、「支給開始日から**通算**して1年6カ月に達する日まで対象」とになりました。
- 途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間があっても、その期間を除いて1年6カ月間の支給が可能になりました。
- 支給開始日から1年6カ月間の暦日数が、支給可能な上限日数となります。
- 改正日である令和4年1月1日の前日において、支給開始日から起算して1年6カ月を経過していない（支給開始日が令和2年7月2日以降）傷病手当金が対象です。



改正② 任意継続被保険者の資格喪失について

任意継続被保険者の被保険者期間は、資格取得をした日から2年間ですが、以下の理由に該当する場合は、資格を喪失します。

- 1 資格取得日から2年を経過したとき(経過した日の翌日)
- 2 保険料を納付期日までに納付しなかったとき(納付期日の翌日)
- 3 就職して被保険者資格を取得したとき(被保険者となった日)
- 4 後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき(被保険者となった日)
- 5 被保険者が死亡したとき(死亡した日の翌日)

改正のポイント

令和4年1月1日から次の理由が追加されました。

- 6 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たときは、**申出が受理された月の翌月1日**が資格喪失日となります。

手続き方法

- 1 「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」を協会けんぽまでご提出ください。
- 2 申出を受理した月の翌月1日(土日祝日の場合は、翌営業日)に、「健康保険任意継続被保険者資格喪失通知書」と返信用封筒をご自宅にお送りします。
- 3 返信用封筒にて速やかに保険証をご返却ください。



国民健康保険に変更したい時は、今回の改正による手続きをご利用ください!!

協会けんぽ 健康保険任意継続

検索



表紙のおはなし

「酒まんじゅう」

冠婚葬祭や手土産はもちろん
三国祭でも欠かせない味。

毎年5月に行われる三国祭。お囃子の
演者「囃子方（はやしかた）」を任された
家には、親戚やご近所からお祝いの
「酒万寿」が贈られ、その翌日には囃子
方が「酒万寿」を持ってお礼に行くのが
習わし。賑やかな祭りの日に、最良（ひ
いき）の店の味を贈り合う。三国の人が
今も大切にする風習です。



三国祭当日に囃し方が持って回る紅白の酒まんじゅう。通常の店名を模した焼印ではなく、「祝」の印を一つひとつ手作業で押しています



三国祭のほか、
家を建てる際の
建前の時などには
「祝」、結婚式
には「寿」と包み
紙を使い分けて
います

情報提供／菓子処 清花堂

「社会保険事務講習会」を6月に開催します! (完全予約制)

これまで6月に実施をしていました社会保険事務説明会(算定基礎届)は令和3年度をもって開催を終了いたしました。
令和4年度からは、これまで9月に開催していました「社会保険事務講習会」を6月に開催することといたします。
実務説明会として社会保険・労働(雇用)保険の事務手続き等について解説いたします。
年金委員・健康保険委員並びに社会保険の事務担当の方にぜひ参加いただきたいと思います。
参加は予約制となりますので、お申込のうえご参加ください。



申し込み方法

申込書をダウンロードしてください。

ホームページ《事業案内》広報活動事業《制度普及啓発事業》
社会保険事務講習会《お申込はコチラ

- 申込期限／6月10日(金)※締切り後、受講用はがきを送付いたします。
- 申込方法／申込書に必要事項を記入し、郵送またはFAXで
お申し込みください。

【郵送先】〒910-0831 福井市若栄町508番地 福井県鉄工会館2階
一般財団法人 福井県社会保険協会
【FAX】0776-53-8112

開催日時・会場

各会場とも13:30～16:30(講習会のテーマや時間帯はホームページでご案内します)

開催月日	開催会場	定員	所在地
6/21㊟	福井県生活学習館(多目的ホール)	350名	福井市下六条14-1
6/22㊟	ハートピア春江(小ホール)	200名	坂井市春江町西太郎丸15-22
6/23㊟	JA福井県若狭基幹支店 活性化センター(研修室)	70名	小浜市遠敷8-8-1
6/27㊟	きらめきみなと館(小ホール)	150名	敦賀市桜町1-1
6/28㊟	大野有終会館(305・306号室)	100名	大野市天神町1-19
6/29㊟	サンドーム福井(小ホール)	180名	越前市瓜生町5-1-1

INFORMATION

●年金事務所相談のご案内(4～6月) ●出張相談所の受付日時

時間／8:30～17:15

(月曜は19:00まで、

第2土曜は9:30～16:00)

休み／土・日曜、祝日

(第2土曜は休日相談日)

事前にご予約のうえ、
必ず予約時間までに
ご来場ください

(注) 12:00～13:00は
休憩時間と
させていただきます。

勝山市民会館	5月11日(水)10:00～15:30 6月 9日(木)10:00～15:30
大野商工会議所	4月28日(木)10:00～15:30 5月26日(木)10:00～15:30 6月23日(木)10:00～15:30
小浜市文化会館4階 (小浜市役所横)	4月28日(木)10:00～15:00 5月12日(木)・26日(木)10:00～15:00 6月 9日(木)・23日(木)10:00～15:00

年金相談の予約をご利用ください!

(受付時間)月～金(平日)8:30～17:15

予約受付
専用電話

0570-05-4890

福井年金事務所 ☎0776(23)4518(自動音声案内)
武生年金事務所 ☎0778(23)1126(自動音声案内)
敦賀年金事務所 ☎0770(23)9904(自動音声案内)